

平成28年9月27日

プレスリリース

報道各位

理事会決議事項について

平成28年9月27日開催の第234回定例理事会において下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

1) 定款一部変更(案)の件(資料1)

原案どおり承認された

2) 新潟コシに係る予納定率会費の額決定の件

原案どおり1枚当たり29円(消費税抜き)とすることが決議された

3) 受託契約準則一部変更(案)の件(資料2)

原案どおり承認された

*本決議を踏まえ、農林水産大臣に当該変更の認可申請を行います

4) 理事会決定事項一部変更(案)の件(資料3)

原案どおり承認された

5) 第45回臨時総会付議事項及び日時(案)の件

・日 時 平成28年10月11日(火)午後4時

・場 所 本所6階大会議室

・議 案 ① 定款一部変更(案)の件

② 新潟コシに係る予納定率会費の額決定(案)の件

臨時総会に付議することが原案どおり承認された

6) 会員の脱退に伴う持分返戻金(案)の件

原案どおり承認された

7) 平成28年10月中の制限額(制限幅)の算出に係る係数(案)の件

原案どおり承認された

以上

定款一部変更理由書

1 届出事務負担の軽減等により、会員の利便性を高めることを目的として、定款の関係規定について所要の改正を行うもの。具体的な内容及び変更理由は以下のとおり。

(1) 届出事務負担の軽減等会員関係

① 第 7 条第 1 項第 1 号、第 115 条第 1 項第 1 号

当業者団体の扱いを明確化する。

② 第 9 条第 1 項、第 52 条、第 54 条、第 55 条

受託会員の純資産額要件について、商品先物取引業の許可基準で現行の定款で定めている額より高い額を求めていることを踏まえ、本所における独自基準は廃止するとともに、その他所要の改正を行う。

③ 第 25 条

会員の届出事務負担軽減の観点から、役員の履歴書と住民票の写しの添付を不要とするとともに、その他所要の改正を行う。

④ 第 11 条、第 11 条の 2、第 108 条第 1 項、第 110 条第 1 項

適正な市場運営を確保するため、暴力団排除の対応規定を整備する。

(2) その他

① 第 16 条第 2 項

定額会費の納入期限について、会員から後ろ倒しの要請があることから、期の初月の 10 日から月末（休日の場合、繰り上げ）に変更する。

② 第 135 条第 5 項

特別担保積立金について、清算機関制度がある中で取り崩し（取引の違約により生ずる会員の損失補てん）の可能性は極めて少ないとから、必要があると認められる場合には、理事会が別に定めるところにより、取り崩すことができるよう改正する（実際の取り崩しは総会決議事項）。

③ 第 144 条

会員に対して、業として取引の委託の媒介又は代理を禁止してきたが、商法においては、商品先物取引業として認められている業務であることを踏まえ、当該規定を廃止する。

④ 第 7 条、第 8 条第 1 項第 15 号、第 8 条第 2 項、第 20 条第 1 項、第 25 条、第 33 条、第 111 条、第 135 条第 2 項、同条第 3 号

字句修正

2 実施時期

主務大臣の認可を受けた日から施行する。

以上

定款一部変更

資料 1

大阪堂島商品取引所
——部は変更箇所

変更	現行	備考
第1条～第6条（省略）	第1条～第6条（省略）	
第2章会員	<p>第2章会員</p> <p>(会員たる資格)</p> <p>第7条 本所の会員（以下「会員」という。）たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者に限る。</p> <p>(1) 上場商品構成物品又は上場商品指數対象物品（以下「上場商品構成物品等」（上場商品又は上場商品指數ごとに次に掲げるものを含む。）という。以下この条、第25条第2項第1号及び第115条第1項第1号において同じ。）の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用（以下「売買等」という。）を業として行っている者又はこれらの者が構成員の過半数を占める団体</p> <p>(2)・(3)（省略）</p> <p>(4) 本所の上場商品構成物品等について特定店頭商品デリバティブ取引を業として行うことについて法第349条第1項の届出した者</p> <p>(5)・(6)（省略）</p> <p>2 会員が死亡した場合において、その相続人が被相続人の死亡のから3月を経過する日までに、被相続人が前項第1号に該当する者ではある場合には被相続人が取引をしていた本所の商品における上場商品構成物品等の売買等を業として行うこととなつたとき、被相続人が前項第3号又は第6号に該当する者であつた場合には同号に該当する者となつたときは、その相続人は、被相続人の死亡の時から会員たる資格を有するものとみなす。</p>	

定款一部変更

資料 1

大阪堂島商品取引所
一部は変更箇所

変更	現行	備考
<p>3 (省略)</p> <p>(次格条件)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p>(15) 前各号に掲げる者のほか、本所によって、商品市場における取引に関する業務を適正に遂行する体制又は十分な社会的信用を有していないと判断された者</p> <p>2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項第3号から第5号まで、第9号及び第12号の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。</p>	<p>3 (省略)</p> <p>(次格条件)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができる。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p>(15) 前各号に掲げる者のほか、<u>本取引所</u>によって、商品市場における取引に関する業務を適正に遂行する体制又は十分な社会的信用を有していないと判断された者</p> <p>2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項第3号から第5号まで、第9号、第13号及び第14号の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。</p>	

(資産上の要件)

第9条 会員の純資産額（定額会費の負担について会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）の保証を受けている者にあっては、当該親会社の純資産額）の最低額は、次のとおりとする。ただし、農産物市場及び農産物・指數市場の双方の会員については700万円とする。その加入する他の商品取引所ごとに200万円を加えた額とする。

- | | | | |
|----------------|-------|----------------|-------|
| (1) 農産物市場 | 500万円 | (1) 農産物市場 | 500万円 |
| (2) 水産物市場 | 200万円 | (2) 水産物市場 | 200万円 |
| (3) 砂糖市場 | 200万円 | (3) 砂糖市場 | 200万円 |
| (4) 農産物・飼料指數市場 | 500万円 | (4) 農産物・飼料指數市場 | 500万円 |
| 2～9 (省略) | | 2～9 (省略) | |

定款一部変更

資料 1

大阪堂島商品取引所
_____部は変更箇所

第 10 条 (省 略)	変 更	現 行	備 考
	(定款等の変更の請求)	第 10 条 (省 略)	
		(定款等の変更の請求)	
	第 11 条 本所は、理事会がその出席した理事の過半数の決議により、法人である会員の定款、資本金の額若しくは役員（以下「定款等」という。）が法人である会員の信用の保持又は取引の信義則の維持の上において不適当と認めるとき、又は会員に係る他の者との共同関係、支配関係若しくは取引関係が本所の目的又は本所の市場の運営に鑑みて不適当と認めるときは、当該会員に対し、理由を付した書面をもつてその変更を請求することができる。	第 11 条 本所は、理事会がその出席した理事の過半数の決議により、法人である会員の定款、資本金の額又は役員が法人である会員の信用の保持又は取引の信義則の維持の上において不適当と認めるとときは、当該会員に対し理由を示して、その変更を請求することができる。	
	2 理事会が前項の規定に基づく会員に対する定款等の変更の請求（以下「定款等の変更の請求」という。）を決議しようとする場合において必要と認めるときは、その会員に対してあらかじめその旨を通知し、その会員又は代理人が理事会に出席して弁明するための機会を与えることができる。ただし、当該会員が陳述書を提出したときは、その提出をもつて弁明に代えることができること。	(新 設)	
	3 本所は、会員に対して定款等の変更の請求を決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を書面をもつて当該会員に通知する。	(新 設)	
	4 会員は、定款等の変更の請求が不当であると認めるとときは、変更請求の通知を受けた日から10日以内に、理由を付した書面をもつて、異議の申立てを行うことができる。	(新 設)	
	5 本所は、前項の申立てを受理したときは、遅滞なく、理事会において、当該申立てについて審査する。	(新 設)	
	6 前項の審査の結果、理事会が定款等の変更の請求を変更し、又は取り消すことが適当であると認めるとときは、本所は、直ちに定款等の変更の請求を変更し、又は取り消すものとする。	(新 設)	
	7 第 2 項本文に規定する場合において、理事会は、弁明の機会を	(新 設)	

定款一部変更

資料 1

変更	現行	備考
与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なく理事会に出席しないときは、第2項の規定にかかるらず、定款等の変更を請求することができる。		大阪堂島商品取引所 一部は変更箇所
(定款等の変更の請求に対する対応措置等)		(新設)
第11条の2 定款等の変更の請求を受けた会員は、定められた日時までに当該請求に対する措置を講じたときは、その旨を書面により、本所に届け出なければならない。		
2 前項の書面には、同項の措置についての説明書類を添付しなければならない。		
3 本所は、第1項の書面を受理したときは、理事会においてこれを審査し、理事会がこれを適当と認めたときは、その旨を書面をもつて当該会員に通知する。		
第12条～第15条 (省略)	第12条～第15条 (省略)	
(定額会費及び定率会費)		
第16条 会員は、本所の経費に充てるため、定額会費及び定率会費を本所に納入しなければならない。	第16条 会員は、本所の経費に充てるため、定額会費及び定率会費を本所に納入しなければならない。	
2 定額会費の額は、総会の決議をもって定め、これを毎事業年度の前期(4月1日から9月30日まで)及び後期(10月1日から翌年3月31日まで)に分け、半期分ずつその期の初月の10日(その日が休業日に当たるときは、順次これを繰り上げる。)までに納入するものとする。この場合において、当該事業年度の前期中に脱退した会員については後期分の会費、当該事業年度の後期中に加入了した会員については前期分の会費の納入を要しない。	2 定額会費の額は、総会の決議をもって定め、これを毎事業年度の前期(4月1日から9月30日まで)及び後期(10月1日から翌年3月31日まで)に分け、半期分ずつその期の初月の10日(その日が休業日に当たるときは、順次これを繰り上げる。)までに納入するものとする。この場合において、当該事業年度の前期中に脱退した会員については後期分の会費、当該事業年度の後期中に加入了した会員については前期分の会費の納入を要しない。	
3～6 (省略)	3～6 (省略)	

定款一部変更

資料 1

大阪堂島商品取引所
部は変更箇所

変 更	現 行	備 考
第 17 条～第 19 条 (省 略)	第 17 条～第 19 条 (省 略)	
(充用有価証券の指定基準等) 第 20 条 前条第 2 項に規定する充用有価証券の指定基準は、次の各号に掲げる要件を満たすものにつき行う。 <u>(削 る)</u>	(充用有価証券の指定基準等) 第 20 条 前条第 2 項に規定する充用有価証券の指定基準は、次の各号に掲げる要件を満たすものにつき行う。 <u>(1) 前条第 2 項第 5 号に掲げる株券にあっては、金融商品取引法第 67 条の 11 第 1 項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券であること。</u> <u>(2) (省 略)</u> <u>(3) 前条第 2 項第 7 号に掲げる社債券にあっては、取引所金融商品市場において上場されている社債券及び金融商品取引法第 67 条の 11 第 1 項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている社債券であること。</u> <u>(3)・(4)</u> 2・3 (省 略)	
第 21 条～第 24 条 (省 略)	第 21 条～第 24 条 (省 略)	
第 21 条～第 24 条 (省 略)	第 21 条～第 24 条 (省 略)	
第 3 章 会 員 の 加 入	第 3 章 会 員 の 加 入	
(会員の加入の申込み) 第 25 条 本所の会員にならうとする者は、本所が作成した加入申込証に、住所、氏名又は商号若しくは名称及びその引き受け出資口数及び本所に於いて取引しようとする商品市場を記載してこれに署名し、本所に提出しなければならない。 2 前項の加入申込証には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 第 7 条第 1 項各号のいづれかに該当することを誓約する書面	(会員の加入の申込み) 第 25 条 本所の会員にならうとする者は、理事長が作成した加入申込証 2 通に、住所、氏名又は商号若しくは名称及びその引き受け出資口数及び本所に於いて取引しようとする商品市場を記載してこれに署名し、理事長に提出しなければならない。 2 前項の加入申込証には、次に掲げる書類 2 通を添付しなければならない。 (1) 第 7 条第 1 項に規定する上場商品構成物品等の売買等	

定款一部変更

資料 1

大阪堂島商品取引所
一部は変更箇所

変 更	現 行	備 考
(2) (省 略)	を業として行っていることを誓約する書面、又は同項第2号から第6号のいずれかに該当することを誓約する書面	
(3) 法人であるときは、当該法人の定款又はこれに代わる書面及び登記事項証明書又はこれに代わる書面、役員の氏名、履歴書及び住民票の写し等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し（その者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）又はこれらに代わる書面をいう。以下同じ。）、官公署の証明書（当該法人の役員が第8条第1項第1号及び第2号に該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）をいう。以下同じ。）、当該法人及びその役員が第8条第1項第2号から第15号の規定に該当しないことを誓約する書面、会社法第435条第2項に基づき作成する計算書類等（以下、「計算書類等」という。）若しくは、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書（以下「有価証券報告書」）という。又は第9条第7項に規定する純資産額調書（定額会費の負担について親会社の保証を受けている者にあっては、当該親会社の保証書面及び純資産額調書を含む。）	(3) 法人であるときは、当該法人の定款又はこれに代わる書面及び登記事項証明書又はこれに代わる書面、役員の氏名、履歴書及び住民票の写し等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し（その者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）又はこれらに代わる書面をいう。以下同じ。）、官公署の証明書（当該法人の役員が第8条第1項第1号及び第2号に該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）をいう。以下同じ。）、当該法人及びその役員が第8条第1項第2号から第15号の規定に該当しないことを誓約する書面、会社法第435条第2項に基づき作成する計算書類等（以下、「計算書類等」という。）若しくは、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書（以下、「有価証券報告書」という。）又はこれらに準ずる書面及び第9条第7項に規定する純資産額調書	
(4) • (5) (省 略)	(4) • (5) (省 略)	(4) • (5) (省 略)
3・4 (省 略)	3・4 (省 略)	3・4 (省 略)
第 26 条～第 32 条 (省 略)	第 26 条～第 32 条 (省 略)	第 26 条～第 32 条 (省 略)
		(会員の持分譲渡及び譲受の申請)
		第 33 条 会員が会員又は会員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲渡しようとするときは、本所が別に定める様式により、譲渡人は持分譲渡承認申請書及び添付すべき書類を、譲受人は持分譲受承認申請書及び添付すべき書類を、本所に提出しなければ
		(会員の持分譲渡及び譲受の申請)
		第 33 条 会員が会員又は会員たる資格を有する者に持分の全部又は一部を譲渡しようとするときは、本所が別に定める様式により、譲渡人は持分譲渡承認申請書及び添付すべき書類を、譲受人は持分譲受承認申請書及び添付すべき書類を、それぞれ 2 通理事長に

定款一部変更

資料 1

大阪堂島商品取引所
一部は変更箇所

現 行	備 考
提出しなければならない。	
第 34 条～第 51 条 (省 略)	第 34 条～第 51 条 (省 略)
第 5 章 受 託 会 員	第 5 章 受 託 会 員
(受託会員の資産上の要件)	
第 52 条 受託会員の純資産額の最低額は、次のとおりとする。ただし、本所の複数の市場において取引を行いう受託会員及び、他の商品取引所の商品市場において取引をする受託会員については、その加入する商品市場ごとに定める純資産額（当該他の商品取引所における会員の純資産額を除く。）の最低額を加えた額とする。	
(1) 農産物市場	1, 500 万円
(2) 水産物市場	500 万円
(3) 砂糖市場	500 万円
(4) 農産物・飼料指數市場	3, 000 万円
2 受託会員の純資産額が前項の規定による最低額を下回ったときは、本所は、遅滞なく、その者の本所の商品市場における取引を停止し、かつ、その旨を農林水産大臣に報告するものとする。	
3 前項の場合において、当該受託会員の本所の商品市場における取引の停止をした日から 6 月以内にその者の純資産額が第 1 項の規定による最低額以上となつたときは、本所は、遅滞なく、前項の規定による取引の停止を解除し、かつ、その旨を農林水産大臣に報告するものとする。	
4 第 2 項の場合において、当該受託会員の純資産額が前項に規定する期間内に第 1 項の規定による最低額以上とならなかつたときは、本所は、遅滞なく、当該受託会員を除名する。	

定款一部変更

資料 1

大阪堂島商品取引所
_____部は変更箇所

変更	現行	備考
	<p>5 本所は、第2項の規定によりその取引を停止したとき、又は前項の規定により受託会員を除名したときは、その理由を示し、遅滞なく、その旨を本人に通知するものとする。</p> <p>6 第9条第2項の規定は、第1項から第4項までの場合に準用する。</p> <p>7 本所は、第1項の規定による純資産額の最低額を定め若しくは変更したとき又は受託会員が第2項から第4項までのいずれかに該当することになったときは、その旨を清算機構に通知するものとする。</p>	
第53条 (省略)	<p>(受託会員の申込み)</p> <p>第54条 法第190条第1項の許可を受け、本所の商品市場における取引の委託を受けようとする会員は、本所に、受託会員の申込書及び申込書提出日前30日以内の日の現在において第9条第2項の規定により作成した純資産額調書を提出し、本所の承認を受ければならない。</p> <p>2 本所は、前項の承認について、同項の規定により提出された純資産額調書の額が、第52条第1項に規定する純資産額の最低額以上である場合に前条に規定する最高限度の範囲内において行うものとする。</p>	<p>(会員加入申込者が受託に係る取引を行う場合)</p> <p>第55条 本所は、第25条の加入申込者が本所の商品市場における取引の委託を受けようとする者であるときは、前条及び第26条の審査、承認を行うものとする。</p>

定款一部変更

資料 1

大阪堂島商品取引所
部は変更箇所

第 56 条～第 107 条 (省 略)	変 更	現 行	備 考
第 10 章 会員に対する制裁	第 56 条～第 107 条 (省 略)	第 56 条～第 107 条 (省 略)	
第 10 章 会員に対する制裁	第 10 章 会員に対する制裁	第 10 章 会員に対する制裁	
(会員の処分)	(会員の処分)	(会員の処分)	
第 108 条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に対し当該各号に掲げる処分を行う。	第 108 条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に対し当該各号に掲げる処分を行う。	第 108 条 本所は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に対し当該各号に掲げる処分を行う。	
(1)～(8) (省 略)	(1)～(8) (省 略)	(1)～(8) (省 略)	
(9) 本所の命令、指令、 <u>定款等の変更の請求若しくは決定した事項を遵守せず又は正当な理由なくしてこれを忌避したときは、1億円以下の過怠金を科し、若しくは 6 月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。</u>	(9) 本所の命令、指令又は <u>決定した事項を遵守せず、又は正当な理由なくしてこれを忌避したときは、1 億円以下の過怠金を科し、若しくは 6 月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。</u>	(9) 本所の命令、指令又は <u>決定した事項を遵守せず、又は正当な理由なくしてこれを忌避したときは、1 億円以下の過怠金を科し、若しくは 6 月以内の期間を定めて全部若しくは一部の商品市場における取引を停止し、若しくは制限し、又は除名する。</u>	
(10)・(11) (省 略)	(10)・(11) (省 略)	(10)・(11) (省 略)	
2～6 (省 略)	2～6 (省 略)	2～6 (省 略)	
第 109 条 (省 略)	第 109 条 (省 略)	第 109 条 (省 略)	
(弁明の機会)	(弁明の機会)	(弁明の機会)	
第 110 条 本所は、第 108 条の規定に基づき会員に対し処分を行う場合には、その会員に対してあらかじめその旨を通知し、その処分を決定する総会又は理事会において弁明する機会を与えるなければならない。ただし、会員が陳述書を提出したときは、その提出をもって弁明に代えることができる。	第 110 条 本所は、第 108 条の規定に基づき会員に対し処分を行う場合には、その会員に対してあらかじめその旨を通知し、その処分を決定する総会又は理事会において弁明する機会を与えるなければならない。ただし、会員が陳述書を提出したときは、その提出をもって弁明に代えることができる。	第 110 条 本所は、第 108 条の規定に基づき会員に対し処分を行う場合には、その会員に対してあらかじめその旨を通知し、その処分を決定する総会又は理事会において弁明する機会を与えるなければならない。	
2・3 (省 略)	2・3 (省 略)	2・3 (省 略)	
(処分の通知)	(処分の通知)	(処分の通知)	
第 111 条 本所は、第 108 条の規定に基づき、処分を決定したときは、	第 111 条 本所は、会員に対する処分を決定したときは、	第 111 条 本所は、会員に対する処分を決定したときは、	

定款一部変更

資料1

大阪堂島商品取引所
一部は変更箇所

変更	現行	備考
遅滞なく、その旨書面をもって当該会員に通知するものとする。	その旨書面をもって当該会員に通知するものとする。	
第112条～第114条 (省略)	第112条～第114条 (省略)	
第11章 商品市場における取引	第11章 商品市場における取引	
(取引資格)	(取引資格)	
第115条 本所の開設する商品市場における取引は、本所の会員であつて、商品市場ごとに次の各号に掲げるものでなければすることができない。ただし、取引しようとする市場の清算参加者又は当該市場における取引について指定清算参加者を指定している非清算参加者に限る。	第115条 本所の開設する商品市場における取引は、本所の会員であつて、商品市場ごとに次の各号に定めるものでなければならないことができない。ただし、取引しようとする市場の清算参加者又は当該市場における取引について指定清算参加者を指定している非清算参加者に限る。	
(1) 当該商品市場に係る上場商品構成物品等の売買等を業として行っている者	(1) 当該商品市場に係る上場商品構成物品等の売買等を業として行っている者	
(2)・(3) (省略)	(2)・(3) (省略)	
2～6 (省略)	2～6 (省略)	
第116条～第134条 (省略)	第116条～第134条 (省略)	
(損失てん補準備金、職員退職積立金、特別担保積立金、別途積立金)	(損失てん補準備金、所員退職慰労金、特別担保積立金、別途積立金)	
第135条 本所は、毎事業年度末における総収入から総支出を差引いた残額を剰余金とする。	第135条 本所は、毎事業年度末における総収入から総支出を差引いた残額を剰余金とする。	
2 本所は、前項の剰余金のうち100分の10以上を損失てん補準備金として、100分の10以上を職員退職積立金として積み立てる。	2 本所は、前項の剰余金のうち100分の10以上を損失てん補準備金として、100分の10以上を所員退職慰労金として積み立てる。	
3 本所は、必要があると認めるとときは、前項の準備金、退職積立金のほか特別担保積立金及び別途積立金を積み立て、なお残余が	3 本所は、必要があると認めるとときは、前項の準備金、退職慰労金のほか特別担保積立金及び別途積立金を積み立て、なお残余が	

定款一部変更

資料 1

大阪堂島商品取引所
部は変更箇所

変更	現行	備考
あるときは次期繰越金とする。 4 (省略)	あるときは次期繰越金とする。	
5 本所は、本所の商品市場における取引の違約により生ずる会員の損失の補てんに充てる場合その他必要があると認められる場合には、理事会が別に定めるところにより、第3項の特別担保積立金を取り崩すことができる。	4 (省略) 5 本所は、本所の商品市場における取引の違約により生ずる会員の損失の補てんに充てる場合を除き、第3項の特別担保積立金を支出することができない。	
6・7 (省略)	6・7 (省略)	
第136条～第143条 (省略)	第136条～第143条 (省略)	
	(委託の媒介等の制限)	
第144条 (削除)	第144条 会員は、業として本所の商品市場における取引の委託の媒介又は代理をしてはならない。 (以下省略)	
	附則 (平成28年月日) 平成28年月日開催の臨時総会において決議したこの定款の変更是、農林水産大臣の認可の日(平成 年月日)から実施する。	

受託契約準則一部変更理由書

米穀の標準品として新潟コシが追加されたことを受け、受託契約準則において、新潟コシに係る受渡決済に関する規定を設ける等の改正を行うもの。具体的な内容及び変更理由は以下のとおり。

- (1) 東京コメ及び大阪コメに係る受渡決済規定の変更（第 42 条第 1 項）
現行の米穀の受渡決済規定を東京コメ及び大阪コメ（以下「既存標準品」という。）のみに限定する旨の変更を行う。
- (2) 新潟コシに係る受渡決済規定の新設
新たに新潟コシに限定した受渡決済の特例を設ける（第 42 条の 2）。
 - ① 受渡書類又は総取引金額の差し入れ期限等（同条第 2 項及び第 3 項）
新潟コシに係る受渡決済については、業務規程において、手続に必要な書類（荷渡指図書及び在庫証明書）や受渡日が規定されており、これらは、既存標準品と異なることとされているところ、委託者と受託会員の間の手続について定める受託契約準則においても、当該書類を規定するとともに、委託者が当該書類又は総取引金額を受託会員に差し入れる期限について規定する。なお、差し入れる期限については、受渡日の設定が同じ商品（小豆）に倣い、当月限納会日の前営業日の午後 4 時まで（買方委託者の受渡代金に係る消費税相当額は当月限受渡日の前営業日の午後 4 時まで）とし、委託者が期限までに差し入れない場合にあっては、受託会員が当月限納会日の最終立会において、委託者の計算で反対売買により決済する旨を規定する。
 - ② その他（同条第 4 項～第 8 項）
以下の規定は、既存標準品と同様に規定する。
 - ・受渡終了時における受託会員の委託者への受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額又は受渡書類の交付義務（同条第 4 項）
 - ・受渡しによる決済の通知（同条第 5 項、第 6 項及び第 7 項）
＊通知事項における倉荷証券番号は不要であるため削除する。
 - ・その他受渡決済に係る必要事項の準拠（同条第 8 項）
- (3) 実施時期
主務大臣の認可を受けた日から施行する。

以上

受託契約準則一部変更

資料2
大阪堂島商品取引所
線は変更箇所

変更	現行	備考
第1条～第41条 (省略)	第1条～第41条 (省略)	(米穀の受渡しによる決済の特例)
第42条 委託者は、米穀(業務規程第8条第2項第4号イ及びロに定める米穀をいう。以下この条において同じ。)の取引を受渡しにより決済しようとすることは、第16条及び第21条の規定にかかるわらず、本条の規定により行うものとする。	2～6 (省略) 7 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。 (1)～(12) (省略) (13) 新規の売付け又は買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料	(米穀の受渡しによる決済の特例) 第42条 委託者は、米穀(業務規程第8条第2項第4号ノに定める米穀をいう。以下この条において同じ。)の取引を受渡しにより決済しようとすることは、第16条及び第21条の規定にかかるわらず、本条の規定により行うものとする。 2 委託者は、当月限納会日の前営業日の午後4時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。この場合において、買方である委託者は当月限受渡日の前営業日の午後4時までに当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。
8～10 (省略)	(14) (省略) 8～10 (省略)	(新設) 第42条の2 委託者は、米穀(業務規程第8条第2項第4号ノに定める米穀をいう。以下この条において同じ。)の取引を受渡しにより決済しようとすることは、第16条及び第21条の規定にかかるわらず、本条の規定により行うものとする。 2 委託者は、当月限納会日の前営業日の午後4時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る本所が別に定める荷渡指図書及び在庫証明書を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。この場合において、買方である委託者は当月限受渡日の前営業日の午後4時までに当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。
	3 委託者が前項の日時までに本所が定める荷渡指図書及び在庫証明書又は総取引金額を差し入れないときは、受託会員は、当月限納会日の最終立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。	3 委託者が前項の日時までに本所が定める荷渡指図書及び在庫証明書又は総取引金額を差し入れないときは、受託会員は、当月限納会日の最終立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。
	4 受託会員は、委託を受けた米穀の取引で受渡しにより決済するものについて、	4 受託会員は、委託を受けた米穀の取引で受渡しにより決済するものについて、

受託契約準則一部変更

資料 2
大阪堂島商品取引所
—線は変更箇所

変 更	現 行	備 考
<p>本所における受渡しを終了したときは、運帶なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所から受領した荷渡指図書及び在庫証明書を交付しなければならない。</p> <p>5 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、運帶なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 取引の種類</p> <p>(2) 上場商品構成物品の銘柄</p> <p>(3) 限月</p> <p>(4) 売付け又は買付け年月日</p> <p>(5) 売買枚数</p> <p>(6) 倉庫名</p> <p>(7) 成立した取引の約定値段</p> <p>(8) 格付差金</p> <p>(9) 受渡代金</p> <p>(10) 受渡値段及び受渡代金に係る消費税相当額</p> <p>(11) 諸勘定</p> <p>(12) 新規の売付け又は買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料</p> <p>(13) 差引受取金</p>	<p>6 法第220条第1項ただし書きの規定及び法第220条の4の規定は、前項の通知について準用する。</p> <p>7 第18条第6項及び第7項の規定は、第5項の書面による通知について準用する。</p> <p>8 前各項に規定する場合のほか、米穀の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及び受渡細則によるものとする。</p>	(以下省略)
		(以下省略)
		附 则 平成28年9月27日開催の定期理事会において決議した第42条の変更及び第42条の2の新設は、農林水産大臣の認可の日(平成28年 月 日)から施行する。

米穀及びその他商品の受渡細則の変更骨子

「新潟コシ」の追加に伴う関連規程整備の一環として、新潟コシにかかる受渡細則の新設規定の追加等の整備を行うものである。

1. 受渡供用品（第2条第2項～第4項）

業務規程第8条第3項～第6項を削除したことによる受渡供用品の変更・適用に関する条文の新設挿入を行うもの。

2. 受渡明細通知書（第7条第1項）

新潟コシでは倉荷証券を用いず、本所が別に定める「荷渡指図書」及び「在庫証明書」を用いることによる文言の追加を行うもの。

3. 受渡書類（第9条第1項～第4項）

新潟コシの受渡書類とする「荷渡指図書」及び「在庫証明書」の記載事項等について追加したもの。

4. 受渡品の受渡先の決定（第12条第2項第4号）

新潟コシの受渡書類が「荷渡指図書」及び「在庫証明書」としたことによる受渡荷口ごとの委託者名を取引所が把握する必要があることから当該届出を追加したもの。ただし、大阪コメ、東京コメにおいても、本上場へ向け必要な情報であることから同様に適用するものとする。

5. 品質の検査（第16条第2項値引の限度）

新潟コシの受渡品にクレームがあって、鑑定の結果、値引合格とする場合の値引の限度については、価格調整額表における等級間調整額を以って限度とするものとした（等級間調整額を超える値引については、1等品相当とはいえず2等格となることによる。）。

なお、あわせて大阪コメ、東京コメについても同様の取り扱いとした。ただし、大阪コメにあっては、新甫限月からの適用とすることとした（大阪コメにあっては、現状の1,000円から600円に変更となるため。）。

6. その他商品の受渡細則

業務規程第8条第3項～第6項を削除したことによる受渡供用品の変更・適用に関する条文の新設挿入を行うもの。

以上

米穀受渡細則一部変更

資料 3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

	変	更	現	行
<p>(規則の意義)</p>				
第1条 この規則は、本所の米穀の受渡業務の円滑な運営を期するため、業務規程（以下「規程」という。）に定めていない事項について細則を定めたものである。				
<p>(受渡供用品)</p>				
第2条 受渡供用品は、別に定める価格調整表に記載されたもので、次の要件を満たしたものととする。	第2条 本所での受渡しに供用できるものは、別に定める価格調整表に記載されたもので、次の要件を満たしたものとする。			
(1) 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの	(1) 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの			
(2) 食品衛生法に抵触しないもの	(2) 食品衛生法に抵触しないもの			
(3) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの	(3) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの			
(4) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの	(4) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの			
(5) 農産物規格規程に定める紙袋に包裝され、1袋の量目が正味30kgの水稻うるち玄米	(5) 農産物規格規程に定める紙袋に包裝され、1袋の量目が正味30kgの水稻うるち玄米			
(6) 一般流通品以上の品位を有するもの	(6) 一般流通品以上の品位を有するもの			
(7) 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの	(7) 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの			
2 受渡供用品の銘柄又は価格調整額は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。	2 受渡供用品の銘柄又は価格調整額は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。			
3 前項の規定により理事会が銘柄又は価格調整額を変更する場合は、次のとおり行うものとする。	3 前項の規定により理事会が銘柄又は価格調整額を変更する場合は、次のとおり行うものとする。			
(1) 大阪コメ及び東京コメにあつては、新甫発会日の属する月の前月の最終営業日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。	(1) 大阪コメ及び東京コメにあつては、新甫発会日の属する月の前月の最終営業日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。			
(2) 新潟コシにあつては、納会日の属する月の前々月の最終営業日までにこれを定め、納会日の属する月の前月の最初の営業日における1番目に適用する。	(2) 新潟コシにあつては、納会日の属する月の前々月の最終営業日までにこれを定め、納会日の属する月の前月の最初の営業日における1番目に適用する。			
4 第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたときは、変更することができます。この場合において、その変更した受渡供用品の価格調整額表その他の調整額に関する事項は、理事会がこれを定めるものとする。	4 第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたときは、変更することができます。この場合において、その変更した受渡供用品の価格調整額表その他の調整額に関する事項は、理事会がこれを定めるものとする。			

米穀受渡細則一部変更

資料 3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

変 更	現 行
(受渡指定倉庫及び貨物運送運賃)	(受渡指定倉庫及び貨物運送運賃)
第3条 規程第88条の22に規定する本所の指定倉庫及び規程第88条の33第2項に規定する貨物運送運賃は、別に定めるとおりとする。	第3条 規程第88条の22に規定する本所の指定倉庫及び規程第88条の33第2項に規定する貨物運送運賃は、別に定めるとおりとする。
2 前項における貨物運送運賃の算出にあたつて基準となる地域は、次のとおりとする。 (1) 大阪ユメ 大阪府 (2) 東京ユメ 東京都特別区 (3) 新潟ユシ 新潟県	2 前項における貨物運送運賃の算出にあたつて基準となる地域は、次のとおりとする。 (1) 規程第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあつては大阪府 (2) 規程第8条第2項第4号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあつては東京都特別区 (新設)
(早受渡し)	(早受渡し)
第4条 規程第88条の24に規定する早受渡しを希望するときは、本条の規定により、これを行うことができる。	第4条 規程第88条の24に規定する早受渡しを希望するときは、本条の規定により、これを行うことができる。
2 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、早受渡しを希望するときは、その旨を書面をもつて、本所に申し出るものとする。この場合において、早受渡しの申出者は、受渡最終履行日を指定することができる。ただし、受渡最終履行日の指定は、早受渡申出の日から4営業日以降の日（その日が当月限納会日の前日を超える場合は、当月限納会日の前日とする。）しなければならない。	2 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、早受渡しを希望するときは、その旨を書面をもつて、本所に申し出るものとする。この場合において、早受渡しの申出者は、受渡最終履行日を指定することができます。ただし、受渡最終履行日の指定は、早受渡申出の日から4営業日以降の日（その日が当月限納会日の前日を超える場合は、当月限納会日の前日とする。）しなければならない。
3 早受渡しの希望を申出した会員は申出のあった日から3営業日間（3営業日の最終日が当月限納会日の3営業日前の日以降になるときは、当月限納会日の3営業日前の日の正午までの間）は申出に対する取り消し、又は変更することはできない。ただし、申出た会員が大阪堂島商取代行株式会社に早受渡しを行うものについては、この限りでない。	3 早受渡しの希望を申出した会員は申出のあった日から3営業日間（3営業日の最終日が当月限納会日の3営業日前の日以降になるときは、当月限納会日の3営業日前の日の正午までの間）は申出に対する取り消し、又は変更することはできない。ただし、申出た会員が大阪堂島商取代行株式会社に早受渡しを行うものについては、この限りでない。
4 本所は、第2項の申出を受理したときは、遅滞なく、これを本所に掲示するものとする。	4 本所は、第2項の申出を受理したときは、遅滞なく、これを本所に掲示するものとする。
5 早受渡しの申出期間は、大阪ユメにあつては当月限納会日の属する月の前月の20日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）から、東京ユメにあつては毎月の最初の営業日から、新潟ユシにあつては偶数月の最初の営業日からそれぞれ当月限納会日の3営業日前までとし、受渡しは、当月限納会日の前営業日正午までに終了させるものとする。	5 早受渡しの申出期間は、規程第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあつては当月限納会日の属する月の前月の20日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）から、同号のロに定める米穀に係る受渡供用品にあつては毎月の最初の営業日から、その前営業日までとする。
6 早受渡しの申出のあつた建玉の反対建玉を有する会員で、その全部又は一部について早受渡しに応じようとするものは、その旨を本所に申し出るものとする。	6 早受渡しの申出のあつた建玉の反対建玉を有する会員で、その全部又は一部について早受渡しに応じようとするものは、その旨を本所に申し出るものとする。
7 早受渡しの応諾の申出は、第2項の申出のあつた翌営業日からとし、当月限納会日の2営業日前までとする。ただし、第2項の規定により受渡最終履行日の指定のあるものについては、その前営業日までとする。	7 早受渡しの応諾の申出は、第2項の申出のあつた翌営業日からとし、当月限納会日の2営業日前までとする。ただし、第2項の規定により受渡最終履行日の指定のあるものについては、その前営業日までとする。

米穀受渡細則一部変更

資料 3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

変	現
8 第5項及び前項に規定する申出の时限については、毎営業日の午後2時（申出の日が申出期间の最終日に当たるときは正午）とする。	8 第5項及び前項に規定する申出の时限については、毎営業日の午後2時（申出の日が申出期间の最終日に当たるときは正午）とする。
9 早受渡しの受渡日は、応諾の申出日の翌営業日とする。	9 早受渡しの受渡日は、応諾の申出日の翌営業日とする。
10 早受渡しの申出者は、当該建玉に対する反対売買をし、又は早受渡しの申出を取り消し、若しくは変更することができる。ただし、第7項に規定する最終応諾申出日までに応諾のかかった部分については、この限りでない。	10 早受渡しの申出者は、当該建玉に対する反対売買をし、又は早受渡しの申出を取り消し、若しくは変更することができる。ただし、第7項に規定する最終応諾申出日までに応諾のかかった部分については、この限りでない。
11 早受渡しの相手方が2人以上あるときは、本所は、抽せんによつて相手を決定する。	11 早受渡しの相手方が2人以上あるときは、本所は、抽せんによつて相手を決定する。
12 規程第88条の31第1項に規定する受渡品の故障の申立ては、量目不足の場合を除き、早受渡しの受方に對しては適用しない。ただし、第2項の規定により早受けの希望を申し出した者に對し早受渡しの応諾の申出があつた場合は、この限りでない。	12 規程第88条の31第1項に規定する受渡品の故障の申立ては、量目不足の場合を除き、早受渡しの受方に對しては適用しない。ただし、第2項の規定により早受けの希望を申し出した者に對し早受渡しの応諾の申出があつた場合は、この限りでない。
13 第2項の申出者は、当該申出の反対建玉を有する場合において、第6項及び第7項の規定にかかるず、早受渡しの応諾を同時にうこができる。この場合において、第5項の「3営業日前まで」とあるのは「2営業日前まで」と読み替え、前項のただし書き以降は適用しないものとする。	13 第2項の申出者は、当該申出の反対建玉を有する場合において、第6項及び第7項の規定にかかるず、早受渡しの応諾を同時にうこができる。この場合において、第5項の「3営業日前まで」とあるのは「2営業日前まで」と読み替え、前項のただし書き以降は適用しないものとする。
(早受渡しの応諾の制限)	
第5条 前条第2項に規定する早受渡しの申出日当日は、当該申出に対する応諾の申出はできない。ただし、大阪堂島商取扱株式会社を相手方とする早受渡しには、この限りでない。	第5条 前条第2項に規定する早受渡しの申出日当日は、当該申出に対する応諾の申出はできない。ただし、大阪堂島商取扱株式会社を相手方とする早受渡しには、この限りでない。
(早受渡し応諾希望者の検品)	
第6条 第4条の規定による早受渡申出品（大阪堂島商取扱株式会社の売建玉に該当する早受渡し品を含む。）に対し、早受けの応諾をするための検品を希望する者は、本所の発行する「見本摘要願」を当該倉庫に提示してこれをを行うことができる。	第6条 第4条の規定による早受渡申出品（大阪堂島商取扱株式会社の売建玉に該当する早受渡し品を含む。）に対し、早受けの応諾をするための検品を希望する者は、本所の発行する「見本摘要願」を当該倉庫に提示してこれをを行うことができる。
(受渡品明細通知書)	
第7条 規程第88条の27に規定する受渡品明細通知書は、受渡品の产地品種銘柄（地域区分又は作柄表示地帯を含む。）、等級、産年、荷造（包装）の種類、数量、倉庫名及びその所在地並びに指定倉荷証券又は荷渡指図書及び指定倉庫が発行した在庫証明書（以下「指定在庫証明書」という。）の番号その他必要事項を記載するものとする。	第7条 規程第88条の27に規定する受渡品明細通知書は、受渡品の产地品種銘柄（地域区分又は作柄表示地帯を含む。）、等級、産年、荷造（包装）の種類、数量、倉庫名及びその所在地並びに指定倉荷証券又は荷渡指図書及び指定在庫証明書（以下「指定在庫証明書」という。）の番号その他必要事項を記載するものとする。
2 前項の受渡品明細通知書を届け出るとときは、指定倉荷証券又は荷渡指図書及び指定在庫証明書の写しを添付するものとする。ただし、当該日に指定倉荷証券が未発行のものにあつては当月限納会日の3営業日後の正午までに本所に届け出るものとする。	2 渡方は、前項の受渡品明細通知書を届け出る際に既に倉荷証券発行済みのものにあつては当該倉荷証券番号を記載し、証券未発行のものにあつては当月限納会日の3営業日後の正午までに本所に届け出るものとする。

米穀受渡細則一部変更

資料3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

変更	現行
3 受託会員は、第1項の受渡品明細通知書を届け出るときは、委託者の計算をもつてする受渡しに係るものと、自己の計算をもつてする受渡しに係るものに区分して、しなければならない。	3 受託会員は、第1項の受渡品明細通知書を届け出るときは、委託者の計算をもつてする受渡しに係るものと、自己の計算をもつてする受渡しに係るものに区分して、しなければならない。
(受渡先事前決定届出書)	(受渡先事前決定届出書)
第8条 受託会員は、前条第1項の受渡品明細通知書を届け出る際に、当該者の自己玉と委託玉、または委託玉同士について渡方と受方が受渡先となることに合意したときは、受渡先事前決定届出書を本所に届け出るものとする。	第8条 受託会員は、前条第1項の受渡品明細通知書を届け出る際に、当該者の自己玉と委託玉、または委託玉同士について渡方と受方が受渡先となることに合意したときは、受渡先事前決定届出書を本所に届け出るものとする。
2 本所は、前項の届出書を受理したときは、遅滞なく受方に当該合意した受渡玉を除いた受渡品の内容を通知しなければならない。	2 本所は、前項の届出書を受理したときは、遅滞なく受方に当該合意した受渡玉を除いた受渡品の内容を通知しなければならない。
(受渡書類)	(指定倉荷証券)
第9条 指定倉荷証券又は荷渡指図書及び指定在庫証明書は、本所の指定を受けた当該倉庫の倉所、倉号に現に保管されているものについて発行されたものでなければならない。	第9条 本所に差し出す指定倉荷証券は、本所の指定を受けた当該倉庫の倉所、倉号に現に保管されているものについて発行されたものでなければならない。
2 指定倉荷証券又は荷渡指図書には、次の内容が記載されなければならない。	2 倉荷証券面には、次の内容が記載されなければならない。
(1) 产地品種銘柄（地域区分又は作柄表示地帯を含む。） (2) 等級 (3) 産年 (4) 過去に倉荷証券発行履歴のある貨物にあつては、直前に発行された倉荷証券番号、荷渡指図書にあつては、当該貨物の在庫証明書番号	(1) 产地品種銘柄（地域区分を含む。） (2) 等級 (3) 産年 (4) 発券履歴のある場合は、直前の証券番号
（5）規程第88条の33第1項の規定による、倉庫保管料および出庫料等が納入済みである旨	(5) 規程第88条の33第1項の規定による、倉庫保管料および出庫料等が納入済みである旨
（6）その他必要事項	(6) その他必要事項
3 指定在庫証明書は、前項に定める荷渡指図書に記載された貨物を現に保管する倉庫が発行したものであつて、次の内容が記載されなければならない。	(新設)
(1) 当該貨物が現に保管されていることを証する旨 (2) 当該貨物は荷渡指図書と引き換えでなければ引き渡さない旨 (3) 当該荷渡指図書番号 (4) その他必要事項	(4) その他必要事項
4 荷渡指図書及び当該指定在庫証明書に係る貨物について、過去に荷渡指図書及び当該指定在庫証明書の発行履歴がある場合は、当該過去の荷渡指図書及び当該指定在庫証明書を添付するものとする。	(新設)
5 荷渡指図書及び在庫証明書は、別に定める様式により作成したものでなければならない。	(新設)

米穀受渡細則一部変更

資料3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

変更	現行
(希望玉届出書)	(希望玉届出書)
第10条 受方に希望する荷口があるときは、大阪コメ及び東京コメにあつては納会日翌営業日の午後3時までに、新潟コシにあつては納会日翌営業日の午前9時までに、希望玉届出書を届け出ることができる。	第10条 受方は、希望する荷口があるときは、納会日翌営業日の午後3時までに、希望玉届出書を届け出ることができる。
(希望前検査)	(希望前検査)
第11条 規程第88条の29に規定する希望前検査の申請者は、原則としてその申請に係る貨物の荷口をその他の荷口と区分しておかなければならぬ。 2 本所は、前項の申請があつたときは第15条から第21条までの規定を準用する。	第11条 規程第88条の29に規定する希望前検査の申請者は、原則としてその申請に係る貨物の荷口をその他の荷口と区分しておかなければならない。 2 本所は、前項の申請があつたときは第15条から第21条までの規定を準用する。
(受渡品の受渡先決定)	(受渡品の受渡先決定)
第12条 第4条第6項に規定する早受渡しの応諾は、当該早受渡し希望申出日の翌営業日午前9時から受付けるものとし、早受渡しの決定は応諾の申出順とする。 2 規程第88条の30に規定する受渡先の決定方法は次により行うものとする。 (1) 本所は、第10条による希望する荷口につき、申出が競合しなかつた荷口については、当該申出者を受方と決定し、申出の競合した荷口については、受渡当事者（その代理人を含む。）の合議によるものとする。 (2) 前号による申出がなかつた渡方の荷口及び合議に至らなかつた荷口については、抽せんにより受方を決定するものとする。 (3) 本所は、決定した受渡品について、受方に速やかに通知するものとする。 (4) 前号の通知を受けた受方は、当該受渡品について、荷口ごとの委託者名その他必要事項を速やかに本所に届け出るものとする。	第12条 第4条第6項に規定する早受渡しの応諾は、当該早受渡し希望申出日の翌営業日午前9時から受付けるものとし、早受渡しの決定は応諾の申出順とする。 2 規程第88条の30に規定する受渡先の決定方法は次により行うものとする。 (1) 本所は、第10条による希望する荷口につき、申出が競合しなかつた荷口については、当該申出者を受方と決定し、申出の競合した荷口については、受渡当事者（その代理人を含む。）の合議によるものとする。 (2) 前号による申出がなかつた渡方の荷口及び合議に至らなかつた荷口については、抽せんにより受方を決定するものとする。 (3) 本所は、決定した受渡品について、受方に速やかに通知するものとする。 (4) 前号の通知を受けた受方は、当該受渡品について、荷口ごとの委託者名その他必要事項を速やかに本所に届け出るものとする。
(受渡品調査)	(受渡品調査)
第13条 本所は、必要があると認めたときは、受渡品に関する調査を行うことができる。	第13条 本所は、必要があると認めたらときは、受渡品に関する調査を行ふことができる。
(故障申立品の移動禁止)	(故障申立品の移動禁止)
第14条 受方が規程第88条の31に規定する受渡品の故障の申立てをしたときは、本所が故障の程度を決定する日まで、当該受渡品の出庫又は証券回収を行つてはならない。 2 前項の規定にかかわらず出庫又は証券回収が行われた場合は、当該故障の申立てを無効とし、検品手数料は受方の負担とする。	第14条 受方が規程第88条の31に規定する受渡品の故障の申立てをしたときは、本所が故障の程度を決定する日まで、当該受渡品の出庫又は証券回収を行つてはならない。 2 前項の規定にかかわらず出庫又は証券回収が行われた場合は、当該故障の申立てを無効とし、検品手数料は受方の負担とする。

米穀受渡細則一部変更

資料3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

変更	現行
(希望前検査及び故障申立品の検査)	(希望前検査及び故障申立品の検査)
第15条 本所は、希望前検査及び故障申立ての申請があつた貨物につき、すみやかに検査を行う。	第15条 本所は、希望前検査及び故障申立ての申請があつた貨物につき、すみやかに検査を行う。
2 見本採取の対象は、1受渡単位とし、このうち <u>大阪コメ</u> にあつては、18検体、 <u>東京コメ</u> にあつては、32検体、 <u>新潟コシ</u> にあつては、15検体を無作為に抽出する。	2 見本採取の対象は、1受渡単位とし、このうち <u>規程第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品</u> にあつては、18検体、同号の口に定める米穀に係る受渡供用品にあつては、32検体を無作為に抽出する。
3 品質の検査に係る見本は、前項により抽出した検体ごとに2カ所から採取し、検体ごとに混含する。	3 品質の検査に係る見本は、前項により抽出した検体ごとに2カ所から採取し、検体ごとに混含する。
4 量目の検査は、第2項により抽出した検体について皆掛けで試費を行う。	4 量目の検査は、第2項により抽出した検体について皆掛けで試費を行う。
5 本所が必要と認めたときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、見本採取することができる。	5 本所が必要と認めたときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、見本採取することができる。
(品質の検査)	(品質の検査)
第16条 品質については、前条第3項により採取した見本を第三者機関にて性状分析を実施し、その結果及び当該見本を別に定めた鑑定人会（当該受渡しの利害関係者を除く。）委員が合議の上、故障の程度を決定する。	第16条 品質については、前条第3項により採取した見本を第三者機関にて性状分析を実施し、その結果及び当該見本を別に定めた鑑定人会（当該受渡しの利害関係者を除く。）委員が合議の上、故障の程度を決定する。
2 値引の限度は60kgにつき別に定める価格調整額表に記載された等級間調整額とし、それを超えるものを不適格とする。	2 値引の限度は60kgにつき規程第8条第2項第4号のイに定める米穀に係る受渡供用品にあつては、1,000円、同号の口に定める米穀に係る受渡供用品にあつては、600円とし、それを超えるものを不適格とする。
3 第2項の決定が故障申立てによるもの場合は、本所は、規程第88条の32によりこれを処理する。	3 第2項の決定が故障申立てによるもの場合は、本所は、規程第88条の32によりこれを処理する。
(量目の検査)	(量目の検査)
第17条 量目については、第15条第4項により試費した結果が下記許容量目以上の場合は合格、一部又は全部がそれ未満の場合は量目不足として値引の対象とする。	第17条 量目については、第15条第4項により試費した結果が下記許容量目以上の場合には合格、一部又は全部がそれ未満の場合は量目不足として値引の対象とする。
30kg紙袋入 30.3kg	30kg紙袋入 30.3kg
2 前項により値引の対象となつたものは、欠減袋の欠減量の平均値に欠減袋の割合を乗じた値を算出し、これを平均欠減量とする。	2 前項により値引の対象となつたものは、欠減袋の欠減量の平均値に欠減袋の割合を乗じた値を算出し、これを平均欠減量とする。
3 欠減による値引額の計算は、受渡値段に価格調整額並びに第16条、第18条及び第19条の値引額を加減した額を基礎として算出し、円位未満は四捨五入（消費税の円位未満は切り捨て）とする。	3 欠減による値引額の計算は、受渡値段に価格調整額並びに第16条、第18条及び第19条の値引額を加減した額を基礎として算出し、円位未満は四捨五入（消費税の円位未満は切り捨て）とする。

米穀受渡細則一部変更

資料3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

変更	現行
(包装の検査)	(包装の検査)
第18条 包装については、本所が対象の貨物を調査し、その結果を別に定めた鑑定人会（当該受渡しの利害関係者を除く。）委員が合議の上、故障の程度を決定する。	第18条 包装については、本所が対象の貨物を調査し、その結果を別に定めた鑑定人会（当該受渡しの利害関係者を除く。）委員が合議の上、故障の程度を決定する。
2 前項の決定が故障申立てによるもの場合は、本所は、第16条第2項及び規程第88条の32によりこれを処理する。	2 前項の決定が故障申立てによるもの場合は、本所は、第16条第2項及び規程第88条の32によりこれを処理する。
(その他の故障申立て)	(その他の故障申立て)
第19条 規程第88条の31第2項に規定する故障の申立てについては、本所が必要と認めた場合は、第15条第5項により採取した見本を第三者機関で理化学検査をすることができるものとし、その処理については、第16条の規定を準用する。	第19条 規程第88条の31第2項に規定する故障の申立てについては、本所が必要と認めた場合は、第15条第5項により採取した見本を第三者機関で理化学検査をすることができることとし、その処理については、第16条の規定を準用する。
2 前項に規定する検査分析に係る費用は実費とし、その分担は、規程第88条の33第3項の規定を準用する。ただし、希望前検査に係る当該費用は申請者の負担とする。	2 前項に規定する検査分析に係る費用は実費とし、その分担は、規程第88条の33第3項の規定を準用する。ただし、希望前検査に係る当該費用は申請者の負担とする。
(農産物規格規程の品位に適合しない受渡品)	(農産物規格規程の品位に適合しない受渡品)
第20条 第15条による採取見本中に農産物規格規程の品位に適合しないものがあつても、第16条または第19条の規定に準じて受渡しさせることができる。	第20条 第15条による採取見本中に農産物規格規程の品位に適合しないものがあつても、第16条または第19条の規定に準じて受渡しさせることができる。
(前歴の踏襲)	(前歴の踏襲)
第21条 第16条から第19条による本所の決定は、申請のあつた指定倉荷証券又は荷渡指図書に限り以降の供用期間中前歴として踏襲し、当該倉荷証券又は荷渡指図書が受渡しに供されたときは、本所は受方に對しその前歴を通知する。	第21条 第16条から第19条による本所の決定は、申請のあつた指定倉荷証券に限り以降の供用期間中前歴として踏襲し、当該倉荷証券が受渡しに供されたときは、本所は受方に對しその前歴を通知する。
(前歴に対する故障の申立て)	(前歴に対する故障の申立て)
第22条 受方が前条の前歴（当該月の前検査のものを除く。）に対して異議のある場合は、規程第88条の31の規定により故障の申立てをすることができる。	第22条 受方が前条の前歴（当該月の前検査のものを除く。）に対して異議のある場合は、規程第88条の31の規定により故障の申立てをすることができる。
2 前項の申立てに係る受渡諸経費の分担は、次の各号に基づき規程第88条の33第3項を適用する。	2 前項の申立てに係る受渡諸経費の分担は、次の各号に基づき規程第88条の33第3項を適用する。
(1) 本所の決定が前回と同一の場合は、故障の申立てを不成立とする。	(1) 本所の決定が前回と同一の場合は、故障の申立てを不成立とする。
(2) 前回の決定を超えた場合は、故障の申立てを成立とする。	(2) 前回の決定を超えた場合は、故障の申立てを成立とする。

米穀受渡細則一部変更

資料3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

変更	現行
(検品手数料及び希望前検査手数料)	(検品手数料及び希望前検査手数料)
第23条 規程第88条の33第4項による検品手数料及び同第156条による希望前検査手数料は、品質の検査にあつては14,040円（うち消費税相当額1,040円）、量目、包装、その他の検査にあつてはそれぞれ1受渡単位につき7,560円（うち消費税相当額560円）とする。	第23条 規程第88条の33第4項による検品手数料及び同第156条による希望前検査手数料は、品質の検査にあつては14,040円（うち消費税相当額1,040円）、量目、包装、その他の検査にあつてはそれぞれ1受渡単位につき7,560円（うち消費税相当額560円）とする。 2 指定前検査手数料の負担は、申請者とする。
(消費税の取扱い)	(消費税の取扱い)
第24条 規程に定める品質、量目等の検査の結果、故障裁定において生じた受渡品の値引金額及び規程第88条の32第2号の代品提供に伴う格差変更による金額に係る消費税相当額については、所要の調整を行う。	第24条 規程に定める品質、量目等の検査の結果、故障裁定において生じた受渡品の値引金額及び規程第88条の32第2号の代品提供に伴う格差変更による金額に係る消費税相当額については、所要の調整を行う。
(その他の措置)	(その他の措置)
第25条 規程、本細則に定めていないもの若しくは不測の事態が生じたときは、米穀の商慣習又は当事者の合議により処理するものとする。	第25条 規程、本細則に定めてないもの若しくは不測の事態が生じたときは、米穀の商慣習又は当事者の合議により処理するものとする。
2 前項において合議に至らないときは、本所で当事者の仲介を行うものとする。	2 前項において合議に至らないときは、本所で当事者の仲介を行うものとする。
(改廃)	(改廃)
第26条 本細則は、理事会が実情を勘案して、適宜、必要に応じて所要の改廃を行うものとし、その改廃は既存限月についても適用することができる	第26条 本細則は、実情を勘案して、適宜、必要に応じて所要の改廃を行うものとし、その改廃は既存限月についても適用することができる。
附 則 (平成28年9月27日) 平成28年9月27日開催の理事会において決議した本細則の変更は、平成28年10月21日から実施する。ただし、第16条第2項（値引き限度）の変更是、大阪コメにあつては、平成28年10月21日以降に発会する新規限月（平成29年5月限）から適用するものとする。	附 則 (平成28年9月27日) 平成28年9月27日開催の理事会において決議した本細則の変更は、平成28年10月21日から実施する。ただし、第16条第2項（値引き限度）の変更是、大阪コメにあつては、平成28年10月21日以降に発会する新規限月（平成29年5月限）から適用するものとする。

大豆 (NON-GMO 大豆) 受渡細則の一部変更

資料 3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

第1条 省略	変更	現行
(受渡供用品) 第2条 受渡供用品は、別に定める格付表に記載されたもので、次の要件を満たしたものに限る。 ①～(9) 省略 2～3 省略 4 受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。 5 前項の規定により理事会が銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の15日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。 6 第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の格付表その他の格付に関する事項は、理事会がこれを定めるものとする。	(受渡供用品) 第2条 本所での受渡しに供用できるものは、次の要件を満たしたものに限る。 ①～(9) 省略 2～3 (新設) 4 受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。 5 前項の規定により理事会が銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の15日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。 6 第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の格付表その他の格付に関する事項は、理事会がこれを定めるものとする。	(以下、省略)

附 則 (平成28年9月27日)

平成28年9月27日開催の理事会において決議した本細則の変更是、平成28年10月3日から実施する。

第1条 省略	変更	現行
(受渡供用品) 第2条 受渡供用品は、別に定める格付表に記載されたもので、次の要件を満たしたものに限る。 ①～(6) 省略 2～3 省略 4 受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。 5 前項の規定により理事会が銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の15日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。 6 第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の格付表その他の格付に関する事項は、理事会がこれを定めるものとする。	(受渡供用品) 第2条 本所での受渡しに供用できるものは、次の要件を満たしたものに限る。 ①～(6) 省略 2～3 (新設) 4 受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。 5 前項の規定により理事会が銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の15日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。 6 第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の格付表その他の格付に関する事項は、理事会がこれを定めるものとする。	(以下、省略)

附 則 (平成28年9月27日)

平成28年9月27日開催の理事会において決議した本細則の変更是、平成28年10月3日から実施する。

小豆受渡細則の一部変更

資料 3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

第1条 省略	変更	現行
(受渡供用品) 第2条 受渡供用品は、別に定める格付表に記載されたもので、国内産小豆にあっては、北海道普通小豆であつて、農産物検査法に基づく検査に合格したもの、中華人民共和国産赤小豆にあっては、本所の指定するあつては、本所の指定する機関の結付した票箋であるものでなければならない。	第1条 省略 (受渡供用品) 第2条 受渡しに供用できるものは、国内産小豆にあっては、北海道普通小豆であつて、農産物検査法に基づく検査に合格したもの、中華人民共和国産赤小豆にあっては、本所の指定する機関の結付した票箋であるものでなければならない。 2 受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。 3 前項の規定により理事会が銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の15日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。 4 第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の格付表その他の事項は、理事会がこれを定めるものとする。	(以下、省略)

附 則（平成28年9月27日）
平成28年9月27日開催の理事会において決議した本細則の変更是、平成28年10月3日から実施する。

第1条 省略	変更	現行
(受渡供用品) 第2条 受渡供用品は、別に定める格付表に記載されたもので、次の要件を満たしたものとする。 2 受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。 3 前項の規定により理事会が銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の前15日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。 4 第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の格付表その他の事項は、理事会がこれを定めるものとする。	第1条 省略 (受渡供用品) 第2条 本所での受渡しに供用できるものは、別に定める格付表に記載されたもので、次の要件を満たしたものとする。 (1)～(7) 省略 2 受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。 3 前項の規定により理事会が銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の前15日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。 4 第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の格付表その他の事項は、理事会がこれを定めるものとする。	(以下、省略)

附 則（平成28年9月27日）
平成28年9月27日開催の理事会において決議した本細則の変更是、平成28年10月3日から実施する。

精糖受渡細則の一部変更

資料 3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

第1条 省略	変更	現行
(受渡供用品)		
第2条 受渡供用品は、別に定める格付表の一に該当するもので、次の要件を満たしたものに限る。	(受渡供用品) 第2条 受渡供用品は、別に定める格付表の一に該当するもので、次の要件を満たしたものに限る。	
2～5 省略	2～5 省略	
6 受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。	6 受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。 前項の規定により理事会が銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の前15日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。	6 受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。 前項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたらときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の格付表その他の格付に関する事項は、理事会がこれを定めるものとする。
7 前項にこれと定めることとができる。	7 前項にこれと定めることとができる。	
8 第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたらときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の格付表その他の格付に関する事項は、理事会がこれを定めるものとする。	8 第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたらときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の格付表その他の格付に関する事項は、理事会がこれを定めるものとする。	
	(以下、省略)	(以下、省略)
	附 則 (平成28年9月27日) 平成28年9月27日開催の理事会において決議した本細則の変更是、平成28年10月3日から実施する。	附 則 (平成28年9月27日) 平成28年9月27日開催の理事会において決議した本細則の変更是、平成28年10月3日から実施する。
第1条 省略	変更	現行
(受渡供用品)		
第2条 受渡供用品は、格付表に記載されている産糖国の産糖であつて、海上保険料及び海上運賃は渡方負担で荷受渡港において積来本船から艤内渡しされる未通関のバラ積甘蔗分蜜粗糖でなければならない。	(受渡供用品) 第2条 受渡供用品は、格付表に記載されている産糖国の産糖であつて、海上保険料及び海上運賃は渡方負担で荷受渡港において積来本船から艤内渡しされる未通関のバラ積甘蔗分蜜粗糖でなければならない。	
2～5 省略	2～5 省略	
6 受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。	6 受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。 前項の規定により理事会が銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の前15日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。	6 受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。 前項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたらときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の格付表その他の格付に関する事項は、理事会がこれを定めるものとする。
7 前項にこれと定めることとができる。	7 前項にこれと定めることとができる。	
8 第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたらときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の格付表その他の格付に関する事項は、理事会がこれを定めるものとする。	8 第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたらときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の格付表その他の格付に関する事項は、理事会がこれを定めるものとする。	
	(以下、省略)	(以下、省略)
	附 則 (平成28年9月27日) 平成28年9月27日開催の理事会において決議した本細則の変更是、平成28年10月3日から実施する。	附 則 (平成28年9月27日) 平成28年9月27日開催の理事会において決議した本細則の変更是、平成28年10月3日から実施する。

冷凍えび受渡細則の一部変更

資料3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

第1条	省 略	変 更	現 行
(受渡供用品)			
第2条 受渡供用品は、別に定める格付表に記載されたもので、次の要件を満たしたものとする。	本所で受渡しに供用できるものは、次の要件を満たしたものとする。		
<p>1 (1) ~ (5) 省 略</p> <p>2 受渡供用品の銘柄又は格差は、理事会が経済事情の変動その他の事情により必要と認めたときは、変更することができる。</p> <p>3 前項の規定により理事会が銘柄又は格差を変更する場合は、新甫発会日の属する月の前月最終営業日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。</p> <p>4 第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めたときは、変更することができることにおいて、その変更した受渡供用品の格付表その他の格付に関する事項は、理事会がこれを定めるものとする。</p>			
(以 下、省 略)			
<p>附 則 (平成28年9月27日)</p> <p>平成28年9月27日開催の理事会において決議した本細則の変更是、平成28年10月3日から実施する。</p>			

市場管理要綱（農産物市場Ⅲ米穀）の変更骨子

「新潟コシ」の追加に伴う関連規程整備の一環として、市場管理要綱（農産物市場Ⅲ米穀（大阪コメ））と市場管理要綱（農産物市場Ⅳ（東京コメ））を統合し、「市場管理要綱（農産物市場Ⅲ（米穀））」とするものとし、標準品「新潟コシ」を追記することとした。

1. 建玉制限（I の 1 の(1)及び(2)、I の 4 の(1)、I の 5 の(1)）

新潟コシの建玉限度については、大阪コメの供用範囲におけるコシヒカリの全国集荷数量及び検査数量が、新潟県産コシヒカリのおよそ5分の2超であることから、大阪コメの建玉限度数量の2分の1とすることとする。

なお、新潟コシが隔限月制であることから、1番限においては、納会前月、納会月と分割して建玉限度数量を設定することとした。

また、東京コメについては、標準品を変更し業務用米としているため、1番限における端境期（7,8,9月限）の建玉限度数量の設定については、既にその役割を終え不要であると判断されることから廃止することとした。

2. 建玉報告（I の 6 の(1)、I の 6 の(2)～(4)）

新潟コシの建玉報告については、米穀の本上場へ向け、カテゴリー別の取組高を厳密に把握する必要があるため、委託者の建玉報告については、1枚以上の建玉数量から報告を求ることとする。なお、あわせて大阪コメ、東京コメについても同様の取り扱いとすることとする。

3. 値幅の制限（II の 1）

新潟コシの制限値段額については、大阪コメ、東京コメの制限値段額を踏襲することとする。

以上

市場管理要綱一部麥更

資料 3

下線部は変更箇所

市場管理要綱一部変更

資料 3

大阪堂島商品取引所

下級部は変更箇所

米穀(統合案)		大阪コメ(現行)	東京コメ(現行)
(7) 受託会員の自己玉の限度は、(2)に定める数量、若しくは当該限月の総建玉数の10%に相当する数量のいずれか多い数量を限度とする。	(7) 受託会員の自己玉の限度は、(2)に定める数量、若しくは当該限月の総建玉数の10%に相当する数量のいずれか多い数量を限度とする。	(7) 受託会員の自己玉の限度は、(2)に定める数量、若しくは当該限月の総建玉数の10%に相当する数量のいずれか多い数量を限度とする。	(7) 受託会員の自己玉の限度は、I の第1項の(1)の建玉数を限度とする。
(8) 本所が必要があると認めたときは、(2)又は(6)の規定にかかるわらず、理事会の定めるところにより、会員の自己の建玉を制限し若しくは、建玉の処分を行わせることができることとする。	(8) 本所が必要があると認めたときは、(2)又は(6)の規定にかかるわらず、理事会の定めるところにより、会員の自己の建玉を制限し若しくは、建玉の処分を行わせることができることとする。	(8) 本所が必要があると認めたときは、(2)又は(6)の規定にかかるわらず、理事会の定めるところにより、会員の自己の建玉を制限し若しくは、建玉の処分を行わせことができることとする。	(1) 取次委託者が本所が別に定める誓約書をあらかじめ届け出た場合には、自己の建玉及び1取次委託者の建玉につき、それぞれI の第1項の(1)の建玉数を限度とする。
(9) 会員又は受託会員は、(2)又は(6)にかかるわらず、当月限納会員最終飾において、納会値段が異常高となるおそれがある場合は新規の売付けを、異常安となるおそれがある場合は新規の買付けをすることができる。	(9) 会員又は受託会員は、(2)又は(6)にかかるわらず、当月限納会員最終飾において、納会値段が異常高となるおそれがある場合は新規の売付けを、異常安となるおそれがある場合は新規の買付けをすることができる。	(9) 会員又は受託会員は、(2)又は(6)にかかるわらず、当月限納会員最終飾において、納会値段が異常高となるおそれがある場合は新規の売付けを、異常安となるおそれがある場合は新規の買付けをすることができる。	(2) 取次者者が本所の別に定める誓約書をあらかじめ届け出た場合には、自己の建玉及び1取次委託者の建玉について、(1)又は(2)に定める建玉限度内に漸減するよう、受託会員は、取次者の建玉について、(1)又は(2)に定める建玉限度内に漸減するよう、あらかじめ取次者に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
(10) (1)又は(2)の建玉限度を超過して建玉をする場合の当業玉の認定については、別に定める要領とする。	(10) (1)又は(2)の建玉限度を超過して建玉をする場合の当業玉の認定については、別に定める要領とする。	(10) (1)又は(2)の建玉限度を超過して建玉をする場合の当業玉の認定については、別に定める要領とする。	(3) 取次者は、取次委託者の建玉について、(1)又は(2)に定める建玉限度内に漸減するよう、あらかじめ取次委託者に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
			(4) 取次者並びに取次委託者の建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)に定める建玉限度を超過した場合は、(1)又は(2)に定める建玉を認めないと認めるものとする。
			(5) 取次者並びに取次委託者の建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)に定める建玉限度を超過した場合は、(1)又は(2)に定める建玉を認めないと認めるものとする。
			(6) 本所は、業務規程第23条第3項の規定により、取次者又は取次委託者の建玉(2以上)の受託会員へ委託した場合は、その合計)が(1)又は(2)に定める建玉の限度を超過した場合において、当該受託会員にその旨通知するとともに、当該取次者にに対し、当該取次者又は当該取次委託者の建玉限度を超える建玉の処分を指示するものとする。
			(7) 業務規程第24条第4項の規定により、建玉報告を微収することとなつた場合において、当該取次者が、報告せず、又は、報告に虚偽があつたと認めるときは、当該取次者から受託している受託会員に対して、当該取次者との取引の全部又は一部を制限させることができる。
			(8) その他の建玉限度を超える建玉の処分は、本所が必要と認めるとき理事会の議を経て指示するものとする。
			(9) (2)による届け出のある取次者は、本所の指定する日ににおける取次委託者の別の建玉について、直接本所宛に報告するものとする。
			(10) 前号に規定する場合のほか、本所が特に必要と認めた場合は、取次者に対し、取次委託者別の建玉を報告させることができるものとする。
			3 取次委託者の建玉限度
			(1) 取次委託者の建玉限度は、I の第1項の(1)の建玉数を限度とする。
			(2) 取次委託者が本所が別に定める誓約書をあらかじめ届け出た場合には、自己の建玉及び委託の取次ぎを依頼する一者の建玉につき、それぞれI の第1項の(1)の建玉数を限度とする。
			(3) 取次者は、取次委託者の建玉について、(1)又は(2)に定める建玉限度内に漸減するよう、あらかじめ取次委託者に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
			(4) 取次委託者は委託の取次ぎを依頼する一者の建玉について、(1)又は(2)に定める建玉限度内に漸減するよう、あらかじめ委託の取次ぎを依頼する者に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
			(5) 取次委託者が並びに委託の取次ぎを依頼する者の建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)に定める建玉限度を超過した場合は、以後すべての限月において新規の建玉を認めないものとする。

米穀(統合案)

		東京コメ(現行)											
		(6) (2)による届け出のある取次委託者は、本所の指定する日における委託の取次ぎを依頼する者の建玉について、直接本所宛に報告するものとする。											
(7) 前号に規定する場合のほか、本所が特に必要と認めた場合は、取次委託者に対し、委託の取次ぎを依頼する者の建玉を報告させることができるものとする。		(6) (2)による届け出のある取次委託者は、本所の指定する日における委託の取次ぎを依頼する者の別別の建玉について、直接本所宛に報告するものとする。											
		(7) 前号に規定する場合のほか、本所が特に必要と認めた場合は、取次委託者は、取次委託の取次ぎを依頼する者の建玉を報告させることができるものとする。											
4 外国商品先物取引業者の建玉限度		(4) 外国商品先物取引業者の建玉限度											
(1) 受託契約準則第5条第1項第5号に定める者（オムニバスアカウントのものに限る。以下「外国商品先物取引業者」という。）の建玉限度は、I の第1項の(1)の建玉制限の規定にかかるらず、売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。ただし、1末端委託者の建玉制限は国内の1委託者の建玉制限数量を限度とする。		(1) 受託契約準則第5条第1項第5号に定める者（オムニバスアカウントのものに限る。以下「外国商品先物取引業者」という。）の建玉限度は、I の第1項の(1)の建玉制限の規定にかかるらず、売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。ただし、1末端委託者の建玉制限は国内の1委託者の建玉制限数量を限度とする。											
(2) 外国商品先物取引業者が、受託会員を通じて、本所の別に定める誓約書をあらかじめ届け出した場合には、特別措置として当該外国商品先物取引業者に委託の取次ぎを依頼する1末端委託者の建玉につき、I の第1項の(1)の建玉数を限度とする。		(2) 外国商品先物取引業者が、受託会員を通じて、本所の別に定める誓約書をあらかじめ届け出した場合には、特別措置として当該外国商品先物取引業者に委託の取次ぎを依頼する1末端委託者の建玉につき、I の第1項の(1)の建玉数を限度とする。											
(3) 受託会員は、受託委託関係のある外国商品先物取引業者に対し、当該外国商品先物取引業者の建玉について、(1)又は(2)の建玉限度内である旨あらかじめ制度を周知させるとともに、指導しなければならない。		(3) 受託会員は、受託委託関係のある外国商品先物取引業者に対し、当該外国商品先物取引業者の建玉について、(1)又は(2)の建玉限度内である旨あらかじめ制度を周知させるとともに、指導しなければならない。											
(4) 受託会員は、外国商品先物取引業者の建玉が既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)に定める建玉限度を超えた場合は、当該限月の建玉を報告しなければならない。		(4) 受託会員は、外国商品先物取引業者の建玉が既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)に定める建玉限度を超えた場合は、当該限月の建玉を報告しなければならない。											
(5) 外国商品先物取引業者の建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)の建玉限度を超過した場合は、当該限月について新規の建玉を認めないものとする。ただし、別に定める事前申請の要件を満たし、本所が市場管理上特に支障がない限りでないと認めた場合は、この限りでない。		(5) 外国商品先物取引業者の建玉が、既存玉の繰越しによって、(1)又は(2)の建玉限度を超過した場合は、当該限月について新規の建玉を認めないものとする。ただし、別に定める事前申請の要件を満たし、本所が市場管理上特に支障がない限りでないと認めた場合は、この限りでない。											
(6) (2)の特例措置を受けている場合は、受託会員は、本所の別に定める様式による建玉報告を微収し、本所に提出するものとする。		(6) (2)の特例措置を受けている場合は、受託会員は、本所の別に定める様式による建玉報告を微収し、本所に提出するものとする。											
(7) 本所は、外国商品先物取引業者が前号に定める建玉報告をせず、又は、報告に虚偽があったと認めるときは、当該外国商品先物取引業者から受託している受託会員に対して、当該外国商品先物取引業者の取引の全部又は一部を制限させ、若しくは(2)の特例措置を打ち切ることができる。		(7) 本所は、特に必要と認めた場合は、オムニバスアカウントの中の末端委託者名別の建玉を報告させることができるものとする。											
(8) 本所は、特に必要と認めた場合には、オムニバスアカウントの中の末端委託者名別の建玉を報告させることができるものとする。		(8) 本所は、特に必要と認めた場合には、オムニバスアカウントの中の末端委託者名別の建玉を報告させることができるものとする。											
(9) その他の建玉限度及び建玉限度を超える建玉の処分は、本所が必要と認めるとき理事会の議を経て指示するものとする。		(9) その他の建玉限度及び建玉限度を超える建玉の処分は、本所が必要と認めるとき理事会の議を経て指示するものとする。											
5 商品ファンド		(1) 受託契約準則第5条第2項に規定する取引（以下「商品ファンド」という。）の建玉限度は、売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。											

5 商品ファンド
(1) 受託契約準則第5条第2項に規定する取引（以下「商品ファンド」という。）の建玉限度は、売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。

5 商品ファンド
(1) 受託契約準則第5条第2項に規定する取引（以下「商品ファンド」という。）の建玉限度は、売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。

市場管理要綱一部変更

資料3
大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

米穀(統合案)											大阪コメ(現行)				東京コメ(現行)				
① 大阪コメ		新設					新設					新設		新設		新設			
①	1番限 100枚	2番限 350枚	3番限 1,000枚	4番限 1,500枚	5番限 2,000枚	6番限 2,000枚	7番限 100枚	1番限 360枚	2番限 1,000枚	3番限 1,500枚	4番限 2,000枚	5番限 2,000枚	6番限 2,000枚	7番限 2,000枚	1番限 1番限 100枚	2番限 300枚	3番限 2,000枚	4番限 3,000枚	
②	東京コメ 200枚	2番限 1,000枚	3番限 2,000枚	4番限 3,000枚	5番限 3,000枚	6番限 3,000枚	7番限 3,000枚	1番限 50枚	2番限 200枚	3番限 500枚	4番限 750枚	5番限 1,000枚	6番限 1,000枚	7番限 1,000枚	1番限 月限別段及び 9月限場合	左記以外の 月限場合	2番限 1,000枚	3番限 2,000枚	4番限 3,000枚
③	新潟コシ 1番限	2番限 50枚	3番限 100枚	4番限 200枚	5番限 500枚	6番限 750枚	7番限 1,000枚	1番限 300枚	2番限 1,000枚	3番限 3,000枚	4番限 3,000枚	5番限 3,000枚	6番限 3,000枚	7番限 3,000枚	1番限 .000枚	2番限 .000枚	3番限 .000枚	4番限 .000枚	

市場管理要綱一部変更

米 穀 (統 合)案	大阪コメ (現 行)	東京コメ (現 行)
II 値幅の制限		
1 業務規程第22条第2項に規定する理事会の定める制限値段額(以下「制限額」という。)は、次の各項の定めるところによる。	1 業務規程第22条第2項に規定する理事会の定める制限値段額(以下「制限額」という。)は、次の各項の定めるところによる。	1 業務規程第22条第2項に規定する理事会の定める制限値段額(以下「制限額」という。)は、次の各項の定めるところによる。
2 制限額は、(1)で定める平均帳入値段に(2)で定める値幅制限係数を乗じて算出された額を基準に100円刻みで設定するものとし、当該平均帳入値段を算定した月の翌月中の全限月(制限値段が撤廃された限月を除く。)につき適用するものとする。	2 制限額は、(1)で定める平均帳入値段に(2)で定める値幅制限係数を乗じて算出された額を基準に100円刻みで設定するものとし、当該平均帳入値段を算定した月の翌月中の全限月(制限値段が撤廃された限月を除く。)につき適用するものとする。	2 制限額は、(1)で定める平均帳入値段に(2)で定める値幅制限係数を乗じて算出された額を基準に100円刻みで設定するものとし、当該平均帳入値段を算定した月の翌月中の全限月(制限値段が撤廃された限月を除く。)につき適用するものとする。
(1) 平均帳入値段は、適用される月の前月の最終3営業日を除く全営業日における本所の帳入値段を平均して算出する。	(1) 平均帳入値段は、適用される月の前月の最終3営業日を除く全営業日における本所の帳入値段を平均して算出する。	(1) 平均帳入値段は、適用される月の前月の最終3営業日を除く全営業日における本所の帳入値段を平均して算出する。
(2) 値幅制限係数は、国内外市場の相場動向等を勘察し、毎月1回、理事会で決定するものとする。	(2) 値幅制限係数は、国内外市場の相場動向等を勘察し、毎月1回、理事会で決定するものとする。	(2) 値幅制限係数は、国内外市場の相場動向等を勘察し、毎月1回、理事会で決定するものとする。
3 制限額の拡大及び縮小		
(1) 最終節において制限値段に達した限月(当限を除く。)の数が2以上あるときは、翌営業日は全営業月について2の制限額(以下、「通常の制限額」という。)に100円を加算した額を制限額とする。	(1) 最終節において制限値段に達した限月(当限を除く。)の数が2以上あるときは、翌営業日は全営業月について2の制限額(以下、「通常の制限額」という。)に100円を加算した額を制限額とする。	(1) 最終節において制限値段に達した限月(当限を除く。)の数が2以上あるときは、翌営業日は全営業月について2の制限額(以下、「通常の制限額」という。)に100円を加算した額を制限額とする。
(2) (1)の制限額適用日の最終節において制限値段に達した限月(当限を除く。)の数が2以上あるときは、更に100円を加算した額を制限額とし、当該状況が継続する限り同様とする。	(2) (1)の制限額適用日の最終節において制限値段に達した限月(当限を除く。)の数が2以上あるときは、更に100円を加算した額を制限額とし、当該状況が継続する限り同様とする。	(2) (1)の制限額適用日の最終節において制限値段に達した限月(当限を除く。)の数が2以上あるときは、更に100円を加算した額を制限額とし、当該状況が継続する限り同様とする。
(3) (1)又は(2)の制限額適用日の最終節において、制限値段に達した限月(当限を除く。)の数が2以上ないときは、翌営業日は全限月(制限額が撤廃された限月を除く。)について適用している制限額から100円を減算した額を制限額とし、段階的に通常の制限額に戻すものとする。	(3) (1)又は(2)の制限額適用日の最終節において、制限値段に達した限月(当限を除く。)の数が2以上ないときは、翌営業日は全限月(制限額が撤廃された限月を除く。)について適用している制限額から100円を減算した額を制限額とし、段階的に通常の制限額に戻すものとする。	(3) (1)又は(2)の制限額適用日の最終節において、制限値段に達した限月(当限を除く。)の数が2以上ないときは、翌営業日は全限月(制限額が撤廃された限月を除く。)について適用している制限額から100円を減算した額を制限額とし、段階的に通常の制限額に戻すものとする。
(4) (1)又は(2)の制限額適用日の最終節となつた場合、本所の各限月(当月限については当該月1日の前営業日以降除外。以下同じ。)につきその帳入値段(業務規程第22条第3項及び第5項の規定に該当する限月については、当該規定に基づく制限値段算定の基準となる値段。以下同じ。)の100分の15に相当する額が当該制限額に満たない限月があるときは、当該状況が継続する限り全限月ににつきこれを適用しないものとする。	(4) (1)又は(2)の制限額適用日の最終節となつた場合、本所の各限月(当月限については当該月1日の前営業日以降除外。以下同じ。)につきその帳入値段(業務規程第22条第3項及び第5項の規定に該当する限月については、当該規定に基づく制限値段算定の基準となる値段。以下同じ。)の100分の15に相当する額が当該制限額に満たない限月があるときは、当該状況が継続する限り全限月ににつきこれを適用しないものとする。	(4) (1)又は(2)の制限額適用日の最終節となつた場合、本所の各限月(当月限については当該月1日の前営業日以降除外。以下同じ。)につきその帳入値段(業務規程第22条第3項及び第5項の規定に該当する限月については、当該規定に基づく制限値段算定の基準となる値段。以下同じ。)の100分の15に相当する額が当該制限額に満たない限月があるときは、当該状況が継続する限り全限月ににつきこれを適用しないものとする。
4 2を適用する場合、前営業日の帳入値段の100分の15に相当する額が(1)の制限額に満たない限月があるときは、当該限月については当該帳入値段の100分の15に相当する額をその日の制限額とする。	4 2を適用する場合、前営業日の帳入値段の100分の15に相当する額が(1)の制限額に満たない限月があるときは、当該限月については当該帳入値段の100分の15に相当する額をその日の制限額とする。	4 2を適用する場合、前営業日の帳入値段の100分の15に相当する額が(1)の制限額に満たない限月があるときは、当該限月については当該帳入値段の100分の15に相当する額をその日の制限額とする。
III 市場管理、諸施策を実施するための基本的な考え方		
1 委託者の過当投機により市場が乱された場合は、その原因となる取引を受託した受託会員に対して、実情に応じ厳格な制裁を行う。	1 委託者の過当投機により市場が乱された場合は、その原因となる取引を受託した受託会員に対して、実情に応じ厳格な制裁を行う。	1 委託者の過当投機により市場が乱された場合は、その原因となる取引を受託した受託会員に対して、実情に応じ厳格な制裁を行う。
2 委託者に形式上の違反がない場合は、当該受託会員に対する実質的違反行為について、市場管理上必要があると見て建玉制限違反がある等、委託者の実質的違反行為について、市場管理上必要があると認められる場合は、当該受託会員に対し改正な制裁等の措置をとる。	2 委託者に形式上の違反がない場合は、当該受託会員に対する実質的違反行為について、市場管理上必要があると見て建玉制限違反がある等、委託者の実質的違反行為について、市場管理上必要があると認められる場合は、当該受託会員に対し改正な制裁等の措置をとる。	2 委託者に形式上の違反がない場合は、当該受託会員に対する実質的違反行為について、市場管理上必要があると見て建玉制限違反がある等、委託者の実質的違反行為について、市場管理上必要があると認められる場合は、当該受託会員に対し改正な制裁等の措置をとる。
3 上記1、2のほか取引又は受託に關し、市場の信用を失墜させる等取引所に有害な行為をし、又はこれに加担した会員(会員及び受託会員)に対しては、実情に応じ厳重な措置をとる。	3 上記1、2のほか取引又は受託に關し、市場の信用を失墜させる等取引所に有害な行為をし、又はこれに加担した会員(会員及び受託会員)に対しては、実情に応じ厳重な措置をとる。	3 上記1、2のほか取引又は受託に關し、市場の信用を失墜させる等取引所に有害な行為をし、又はこれに加担した会員(会員及び受託会員)に対しては、実情に応じ厳重な措置をとる。
附 則(平成28年9月27日開催の理事会において決議した本要綱の変更是、平成28年10月21日から実施する。)		

その他理事会決定事項の変更骨子

「新潟コシ」の追加に伴う関連規程整備の一環として、各種の理事会決定事項に標準品「新潟コシ」を追記等するものとし、あわせて、これまで分かり難いとされてきた板寄せ特有の出し値等の変更を行うこととする。

1. 立会順序に関する事項

立会順序に関する事項については、「新潟コシ」の立会を 6 場節とし、立会順序を 1 番目とする変更を行うものとする。

2. 当業者の認定等要領（農産物市場）

当業者の認定等要領については、これまで東京コメについてのみ規定されていたが、「大阪コメ」、「新潟コシ」についても適用可能とする変更を行うものとする。

3. 会員の自己建玉に関する理事会決定事項

市場管理要綱（農産物市場Ⅲ米穀（大阪コメ））と市場管理要綱（農産物市場Ⅳ（東京コメ））を統合し、「市場管理要綱（農産物市場Ⅲ（米穀））」とすることによる文言の修正を行うもの。

4. 現物先物取引のシステム売買方式に関する事項

（指指数先物取引のシステム売買方式に関する事項についても同様の取り扱いとする。）

(1) 出し値（第 1 項（2））

現在の出し値については、1 番限にあっては直前節の約定値段、2 番限にあっては 1 番限の変動額の 2 分の 1 を、それ以降の限月にあっては直前限月の変動額の全額を加減するものとしている。しかし、これがザラバにない板寄せ特有の注文・約定のない状態における価格変動として、特に米穀関係者に分かり難さを醸成していることから、全限月の出し値を直前節における当該限月の約定値段に変更することとする。

(2) ハナ取りの枚数（第 1 項（3））

ハナ取りについては、手振りによる板寄せ取引が隆盛だった時代において、大量の注文を迅速・効率的に一本値段に集約・約定させる極めて合理的な手段として用いられてきたものである。しかし、ザラバが主流となった昨今、唯一の板寄せの電子取引が行われる本所のコメ先物市場における市場流動性が不足している状況下においては、その役割は終焉し、分かり難さ等の弊害が指摘されていることから、当分の間、休止するものとし、必要に応じ再開することとする。

以上

立会順序に関する事項の一部変更

資料3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

変更				現行					
業務規程第2条第3項の「別に理事会が定める各場節ごと、商品別」を行う立会は、次のとおりとする。									
業務規程第2条第3項の「別に理事会が定める各場節ごと、商品別」に行う立会は、次のとおりとする。									
	場	節	開始時刻	上場商品及び上場商品指數の種類					
前場	第1節	9:00	新潟コシ、東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、米国産大豆、小豆	第1節	9:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、米国産大豆、小豆	上場商品及び上場商品指數の種類		
		10:00	新潟コシ、東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、国際穀物等指數、冷凍えび、粗糖	第2節	10:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、国際穀物等指數、冷凍えび、粗糖			
		11:00	新潟コシ、東京コメ、大阪コメ、とうもろこし	第3節	11:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし			
	第1節	13:00	新潟コシ、東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、小豆	第1節	13:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、小豆			
		14:00	新潟コシ、東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、国際穀物等指數、冷凍えび、粗糖	第2節	14:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、国際穀物等指數、冷凍えび、粗糖			
		15:00	新潟コシ、東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、米国産大豆、小豆	第3節	15:00	東京コメ、大阪コメ、とうもろこし、米国産大豆、小豆			
	後場								

附 則（平成28年9月27日）
平成28年9月27日開催の理事会において決議した本事項の変更是、平成28年10月21日から実施する。

当業者の認定等要領の一部変更

資料3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

変更	現行
農産物市場	農産物市場
本所の商品市場における当業者の認定及び当業玉の認定については、次によるものとする。	<p>本所の商品市場における当業者の認定及び当業玉の認定については、次によるものとする。</p> <p>1 委託者又は会員が当業者として認定を受ける場合には、本所に別紙の「当業者認定申請書」を提出するものとし、本所は審査のうえ適当であると認めるとときは当業者として認定し、本所の定める建玉限度のほか個別に特別建玉限度を設け、この建玉限度内において、当業玉に限り建玉を認めるものとする。なお、当業者認定を受けた者が更に特別建玉限度を超えて当業玉を建玉する必要があるときは、当業玉について本所に別紙「建玉の認定申請書」を提出して、本所の承認を受けるものとする。</p> <p>なお、農産物市場米穀（東京コメ）における当業者とは、下記に定める団体に属する会員又は組合員（当該会員又は組合員が団体であるときは、当該団体に属する会員又は組合員を含む。）をいう。</p> <p>○ 農産物市場米穀（東京コメ）</p> <p>全国米穀販売事業共済協同組合、社団法人日本精米工業会、日本米穀小売商業組合連合会（日米連）、全国主食集荷協同組合連合会（全集連）、全国米東工業組合、全国米穀工業協同組合、全国餅工業協同組合、全国味淋協会、全国醤油協会、日本酒造組合中央会</p> <p>2 本所は、1において本所が承認した当業玉であっても当業的利用と認めがたい場合並びに市場管理上必要と認めた場合には、これを取り消すことができる。</p>

附 則（平成28年9月27日）
平成28年9月27日開催の理事会において決議した当要領の変更是、平成28年10月21日から実施する。

会員の自己建玉に関する理事会決定事項の一部変更

資料3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

変更	現行
<p>市場管理要綱のうち、農産物市場ⅠにあってはⅠの1の(9)、農産物市場ⅡにあってはⅠの1の(8)、農産物市場ⅢにあってはⅠの1の(8)、砂糖市場にあってはⅠの1の(4)及びⅡの1の(4)、農産物・飼料指數市場にあっては1の(1)の④及び水産物市場にあっては第1の1の(10)の規定に基づき、会員の自己の建玉に関する必要な事項を定める。</p> <p>本所は、会員が次の各項に該当することとなつたときは、市場の信頼確保を図る等のため、当該会員に係る自己の建玉を制限し、若しくは建玉の処分を行わせることができるものとし、会員は本所の措置に対して異議を申し立てることができない。</p>	<p>市場管理要綱のうち、農産物市場ⅠにあってはⅠの1の(9)、農産物市場ⅡにあってはⅠの1の(8)、農産物市場ⅢにあってはⅠの1の(8)、農産物市場ⅣにあってはⅠの1の(8)、砂糖市場にあってはⅠの1の(4)及びⅡの1の(4)、農産物・飼料指數市場にあっては1の(1)の④及び水産物市場にあっては第1の1の(10)の規定に基づき、会員の自己の建玉に関する必要な事項を定める。</p> <p>本所は、会員が次の各項に該当することとなつたときは、市場の信頼確保を図る等のため、当該会員に係る自己の建玉を制限し、若しくは建玉の処分を行わせることができるものとし、会員は本所の措置に対して異議を申し立てることができない。</p> <p>1. 市場の状況に照らし、過当な投機的行為であると認められたとき 2. 市場の信用を失墜させる行為を行つたと認められたとき 3. 会員の財産状況に鑑み、過大な取引であると認められたとき 4. その他、市場管理上必要と認めたとき</p>

附 則（平成28年9月27日）

平成28年9月27日開催の理事会において決議した当事項の変更是、平成28年10月21日から実施する。

現物先物取引のシステム売買方式に関する事項の一部変更

資料3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

	変更	現行
1 立会の基本事項		
(1) 省略	立会の基本事項 (1) 省略	立会の基本事項 (1) 省略
(2) 仮約定値段 (以下「出し値」という。) 及びハナ表示	① 各商品の毎営業日の最初の立会における各限月の出し値は、その限月の前営業日の帳入値段を表示するものとする。それ以降の各商品の各限月の出し値は、その限月の前節の約定値段 (出来不申時の気配値を含む。以下同じ。) と同額とする。 <u>(削除)</u>	① 各商品の每営業日の最初の立会における最初の限月の出し値は、前営業日の帳入値段を表示するものとする。それ以降の各商品の各節の最初の限月の出し値は、その限月の前節の約定値段 (出来不申時の気配値を含む。以下同じ。) と同額とする。 ② 各節の2番限の出し値は、原則として1番限の約定値段のその前節の約定値段との差の半額を加減した額とする。ただし、端数が生じた場合はこれを切り上げる。 ③ 3番限以後の出し値は、原則として直前限月との直動きの全額を当該限月の前値に加減した額とする。 ④ ②、③により算出された出し値が当該限月の制限値段に達した場合における当該限月の出し値は、原則として当該制限値段の1呼値の単位手前の値段を表示するものとする。 ⑤ 当該限月の前節の約定値段が既に制限値段に達している場合は、当該制限値段を出し値とする。
(削除)	⑥ 新甫の出し値は、原則として直前の限月の前営業日の帳入値段と同額とする。 ⑦ 前各号の規定にかかわらず、各種材料等気配品の変化によっては最も妥当と認める出しだし、当該限月の納会節における2番限の出し値は当月限の直動きに關係なくその限月の前節の約定値段と同額とする。	⑥ 新甫の出し値は、原則として同節の直前の限月の約定値段と同額とする。 ⑦ 前各号の規定にかかわらず、各種材料等気配の変化によつては最も妥当と認められる出しだし、当該限月の納会節における2番限の出し値は当月限の直動きに關係なくその限月の前節の約定値段と同額とする。
(削除)	⑧ 売買枚数の相殺差 (以下「ハナ」という。) の表示は、売り枚数が多い時 (カイハナ) は、マイナス (-) 符号でその枚数を表示し、又買い枚数が多い時 (ウリハナ) は、プラス (+) 符号でその枚数を表示する。	⑧ 売買枚数の相殺差 (以下「ハナ」という。) の表示は、売り枚数が多い時 (カイハナ) は、マイナス (-) 符号でその枚数を表示し、又買い枚数が多い時 (ウリハナ) は、プラス (+) 符号でその枚数を表示する。
(削除)	⑨ ハナ取りの枚数について 各商品、ハナ取り枚数は0枚とする。	⑨ ハナ取りの枚数について 各商品、ハナ取り枚数は0枚とする。
(削除)	⑩ 小豆については、1番限20枚以内、2番限、3番限は100枚以内、4番限以降は200枚以内。	⑩ 小豆については、1番限100枚以内、2番限以降は200枚以内。
(削除)	⑪ 大豆、とうもろこし及び米穀については、1番限100枚以内、2番限以降は200枚以内。	⑪ 大豆、とうもろこし及び米穀については、1番限100枚以内。
(削除)	⑫ 粗糖については、全限月100枚以内。	⑫ 粗糖については、全限月100枚以内。
(削除)	⑬ 沈凍えびについては、当月限500枚以内、2番限以降は2,000枚以内	⑬ 沈凍えびについては、当月限500枚以内、2番限以降は2,000枚以内
(4) ~ (5)	省略	省略
2 省略	2 省略	2 省略
3 売買玉明細の届出の時間について 業務規程第43条第1項による売買玉明細の届出の时限は、当分の間当該計算区域の分を当該日の午後4時 (当日が半休日に当たるときは、午前11時50分) までとする。	3 売買玉明細の届出の時間について 業務規程第43条第1項による売買玉明細の届出の时限は、当分の間当該計算区域の分を当該日の午後4時 (当日が半休日に当たるときは、午前11時50分) までとする。	
4 ~ 5 省略	4 ~ 5 省略	4 ~ 5 省略
附則 (平成28年9月27日) 平成28年9月27日開催の理事会において決議した当事項の変更是、平成28年10月17日から実施する。		

指數先物取引のシステム売買方式に関する事項の一部変更

資料3

大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

立会の基本事項	変更	現行	
1 立会の基本事項		1 立会の基本事項	
(1) 省略		(1) 省略	
(2) 仮約定数値（以下「出し数値」という。）及びハナ表示		(2) 仮約定数値（以下「出し数値」という。）及びハナ表示	
① 各商品の毎営業日の最初の立会における各限月の出し数値は、その限月の各節の各限月の出し数値は、その限月の前節の約定数値（出来不申時の気配値を含む。以下同じ。）と同数値とする。		① 各商品の毎営業日の最初の立会における各商品の各節の最初の限月の出し数値は、その限月の前節の約定数値（出来不申時の気配値を含む。以下同じ。）と同額とする。	
(削除)		② 各節の2番限の出し数値は、原則として1番限の約定数値のその前節の約定数値との差の半分を加減した数値とする。ただし、端数が生じた場合はこれを切り上げる。	
(削除)		③ 3番限以降の出し数値は、原則として直前限月との数値の動きの全数値を当該限月の前数値に加減した数値とする。	
(削除)		④ ②、③により算出された出し数値が当該限月の制限数値に達した場合における当該限月の出し数値は、原則として当該制限数値の1呼値の単位手前の数値を表示するものとする。ただし、当該限月の前節の約定数値が既に制限数値に達している場合は、当該制限数値を出し数値とする。	
(削除)		⑤ 当月限納会日の前場第1節における2番限の出し数値は、当月限の数値の動きに關係なくその限月の前営業日の帳入数値と同数値とする。	
(削除)		⑥ 新甫の出し数値は、原則として同節の直前の限月の約定数値と同数値とする。	
(削除)		⑦ 前各号の規定にかかわらず、各種材料等気配の変化によつては最も妥当と認める出し数値を表示する場合がある。	
(削除)		⑧ 売買枚数の相殺差は（以下「ハナ」という。）の表示は、売り枚数が多い時（カイハナ）は、マイナス（-）符号でその枚数を表示し、又買い枚数が多い時（ウリハナ）は、プラス（+）符号でその枚数を表示する。	
(3) ハナ取りの枚数について		(3) ハナ取りの枚数について 各商品、ハナ取り枚数は0枚とする。	
(4) ~ (5) 省略		(4) ~ (5) 省略 全限月200枚以内	
2 省略		2 省略	
3 売買玉明細の届出の時間について 業務規程第49条第1項による売買玉明細の届出の期限は、当分の間当該計算区域の分を当該日の午後4時（当日が半休日に当たるときは、午前11時50分）までとする。		3 売買玉明細の届出の時間について 業務規程第49条第1項による売買玉明細の届出の期限は、当分の間当該計算区域の分を当該日の午後4時（当日が半休日に当たるときは、午前11時50分）までとする。	
4 ~ 5 省略		4 ~ 5 省略	
		附則（平成28年9月27日） 平成28年9月27日開催の理事会において決議した当事項の変更是、平成28年10月17日から実施する。	- 1 -